

龍ヶ崎市低入札価格調査制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第1項（令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）又は令第167条の10の2第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する落札者となるべき者（以下「落札予定者」という。）の入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合に行う調査（以下「低入札価格調査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この要綱は、発注予定金額が1,000万円以上の建設工事又は龍ヶ崎市建設工事総合評価落札方式要領（平成21年龍ヶ崎市告示第9号。以下「要領」という。）を適用する建設工事であって、低入札価格調査を行う基準となる額（以下「調査基準価格」という。）を設ける必要があると市長が認める入札に適用する。

(調査基準価格)

第3条 調査基準価格は、次の各号に掲げる工事種類ごとに定める割合を予定価格の算出の基礎となった額（以下「設計額」という。）における諸費目の額に乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を合算して得た額（その額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「入札書比較価格」という。）に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、入札書比較価格が、予定価格に110分の100を乗じて得た額（以下「税抜予定価格」という。）に10分の9.2を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「上限額」という。）を超える場合にあっては上限額を、税抜予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「下限額」という。）に満たない場合にあっては下限額を、それぞれ入札書比較価格とするものとする。

(1) 建築工事（電気設備工事、機械設備工事及び外構工事を含む。以下同じ。）

ア 直接工事費（材料費及び機器費を含む。以下同じ。）に10分の9を乗じて得た額 10分の9.7

イ 共通仮設費の額 10分の9

ウ 現場管理費に直接工事費の10分の1を加えた額 10分の9

エ 一般管理費等（契約保証費を含む。以下同じ。）の額 10分の6.8

(2) 昇降機設備工事（その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした建設工事を含む。以下同じ。）

ア 直接工事費に10分の8を乗じて得た額 10分の9.7

イ 共通仮設費の額 10分の9

ウ 現場管理費に直接工事費の10分の2を加えた額 10分の9

エ 一般管理費等の額 10分の6.8

(3) 建築工事及び昇降機設備工事以外の建設工事

ア 直接工事費の額 10分の9.7

イ 共通仮設費の額 10分の9

ウ 現場管理費の額 10分の9

エ 一般管理費等の額 10分の6.8

2 前項に掲げる算定方法によることが困難なものにあつては、10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜の割合を税抜予定価格に乗じて得た額（その額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を入札書比較価格とするものとする。

（予定価格書への記載）

第4条 市長は、前条の規定により調査基準価格及び入札書比較価格を算定したときは、龍ヶ崎市契約規則（平成4年龍ヶ崎市告示第6号。以下「規則」という。）第8条第1項に規定する予定価格書に、当該調査基準価格及び入札書比較価格を記載するものとする。

（入札参加者への周知）

第5条 市長は、調査基準価格を設けた入札を行う場合は、一般競争入札にあつては規則第9条第2項の規定により入札公告に、指名競争入札にあつては指名通知書にその旨を記載して入札参加者に周知する

ものとする。

(入札の執行)

第6条 入札執行者は、入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札に参加した者に対して「調査基準価格を下回ったため保留」と宣言し、低入札価格調査を実施した後、落札者を決定する旨を告げて、入札を終了するものとする。この場合において、入札執行者は、規則第8条第4項に規定する入札（見積）書取書に「調査基準価格を下回ったため保留」と記入するものとする。

(低入札価格調査)

第7条 市長は、前条の規定により入札を終了した場合は、調査基準価格を下回る価格で入札をした入札者が入札時に提出した工事費内訳書に記載されている諸費目の額のいずれかが、次の各号に掲げる割合を設計額における諸費目の額に乗じて得た額（その額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に満たない場合は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるものとみなし、龍ヶ崎市契約事務等に関する規程（平成6年龍ヶ崎市告示第7号）第4条第1項に規定する龍ヶ崎市契約審査会（以下「契約審査会」という。）に諮り、当該入札者を失格とし、入札結果（失格）通知書（様式第1号）により当該入札者にその旨を通知するものとする。ただし、建設工事の性質上、本文の規定を適用することが適当でないと市長が認める入札には適用しないことができるものとし、第5条の規定に準じ、不適用である旨を周知するものとする。

- (1) 直接工事費の額 10分の9（機械器具設置工事、電気工事、電気通信工事にあつては10分の7.5）
- (2) 共通仮設費の額 10分の8
- (3) 現場管理費の額 10分の8
- (4) 一般管理費等の額 10分の3

2 市長は、前項又は次条第3項の規定により失格とした者を除き、最低価格入札者又は落札予定者（以下「調査対象者という。」）の入札が調査基準価格を下回ったときは、入札価格に係る調査について（様式第2号）により、期限を付して、次の各号に掲げる書類の提出を求めるものとする。

- (1) 低入札価格調査票（様式第3号）
 - (2) 対象建設工事付近における手持工事の状況
 - (3) 手持資材の状況
 - (4) 資材購入先及び購入先との関係
 - (5) 1次下請の予定業者名及び予定下請金額
 - (6) 配置予定技術者の保有資格及び経歴
 - (7) 経営内容
 - (8) 前年度及び当該年度における公共工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する公共工事をいう。）の受注実績一覧
 - (9) その他市長が必要と認める事項
- 3 市長は、前項の規定により提出された書類に基づき、調査対象者への事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。
- （調査後の措置）

第8条 市長は、前条第3項の規定による調査を行った場合は、当該調査の結果について低入札価格調査結果表（様式第4号）に必要な資料を添えて契約審査会に報告し、契約審査会においてその内容を審査するものとする。

- 2 前項の規定による審査の結果、調査対象者が契約の内容に適合した履行がされると認められると判断したときは、市長は、当該調査対象者を落札者と決定し、入札結果通知書（様式第5号）によりその旨を通知するものとする。
- 3 第1項の規定による審査の結果、調査対象者が次の各号のいずれかに該当し、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められると判断したときは、市長は、当該調査対象者を失格とし、入札結果（失格）通知書によりその旨を通知するものとする。
 - (1) 前条第2項に規定する書類を期限までに提出しない場合
 - (2) 前条第3項に規定する調査に応じない場合
 - (3) 企業努力による適正な見積りに基づく公正な価格競争の結果でないと認められる場合
 - (4) 下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化又は安全対策の不徹底につながるおそれがあると認められる場合

(5) 設計図書（図面、仕様書等をいう。）に適合した品質又は規格による履行ができないおそれがあると認められる場合

(6) 事情聴取その他必要な調査において、合理的な説明がされない場合

4 市長は、前項の規定により調査対象者を失格とした場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者（要領を適用する建設工事にあつては予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって入札をした者。以下「次順位者」という。）を落札者と決定し、入札結果通知書によりその旨を通知するものとする。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札であったときは、当該決定を保留するものとする。

5 前条第2項及び第3項並びに前各項の規定は、前項ただし書の規定により保留した場合について準用する。

（入札結果の公表）

第9条 市長は、調査基準価格を設けた入札を行った場合であつて、落札者が決定したときは、規則第9条第3項及び市長が別に定める龍ヶ崎市公共事業の入札及び契約の過程並びに契約の内容及び契約の結果に係る情報の公表に関する実施要綱に基づき、当該入札に係る調査基準価格及び入札結果を公表するものとする。

（ランク指定一般競争入札方式の場合）

第10条 龍ヶ崎市ランク指定一般競争入札実施要綱（令和4年龍ヶ崎市告示第171号）に規定するランク指定一般競争入札に係るこの要綱の規定の適用は、第6条並びに第8条第2項及び同条第4項中「落札者」とあるのは、「落札候補者」と読み替えるものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、契約審査会の審査を経て市長が別に定める。

付 則（令和4年12月22日）

この要綱は、令和5年2月1日以後の入札公告又は指名業者の指名を行う建設工事から適用する。

付 則（令和5年5月8日）

この要綱は、令和5年5月8日から施行し、同日以後の入札公告又は指名業者の指名を行う建設工事から適用する。

様式第1号（第7条、第8条関係）

第 号
年 月 日

様

龍ヶ崎市長

入札結果（失格）通知書

年 月 日に執行した入札の結果、落札者の決定を保留していた下記の建設工事について、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるため、貴社を失格としたので、龍ヶ崎市低入札価格調査制度実施要綱第 条第 項の規定により通知します。

記

件 名

失格理由 龍ヶ崎市低入札価格調査制度実施要綱第 条第 項第 号に該当するため。

備考 当該入札が、龍ヶ崎市ランク指定一般競争入札に該当する場合は、「落札者」を「落札候補者」と補正すること。

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

龍ヶ崎市長

入札価格に係る調査について

年 月 日に執行した入札の結果、落札者の決定を保留していた下記の建設工事について、貴社が入札した入札価格が調査基準価格を下回る価格であったことから、これを調査するため、龍ヶ崎市低入札価格調査制度実施要綱第7条第2項の規定により下記の書類を 年 月 日までに提出してください。

なお、期日までに提出が無い場合、又は調査に応じない場合は、失格となります。

記

1 件 名

2 提出書類

本工事の施工にあたって、貴社が入札価格で契約の内容に適合した履行が可能であるとしたことについて、次の各号に掲げる書類を提出してください。

- (1) 低入札価格調査票（様式第3号）
- (2) 対象建設工事付近における手持工事の状況
- (3) 手持資材の状況
- (4) 資材購入先及び購入先との関係
- (5) 1次下請の予定業者名及び予定下請金額
- (6) 配置予定技術者の保有資格及び経歴

- (7) 経営内容（最新の財務諸表の写し）
- (8) 前年度及び当該年度における公共工事の受注実績一覧
- (9) その他（ ）

3 事情聴取（ヒアリング）

上記書類を確認後、事情聴取（ヒアリング）を実施します。事情聴取（ヒアリング）の日時、場所等は別途ご連絡します。なお、事情聴取（ヒアリング）の際は、配置予定技術者の同席をお願いいたします。

備考 当該入札が、龍ヶ崎市ランク指定一般競争入札に該当する場合は、「落札者」を「落札候補者」と補正すること。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

龍ヶ崎市長 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者名

印

低 入 札 価 格 調 査 票

年 月 日 第 号により通知のあったことについて、下記のとおり提出します。

記

1 件 名

2 提出書類

- (1) 対象建設工事付近における手持工事の状況
- (2) 手持資材の状況
- (3) 資材購入先及び購入先との関係
- (4) 1次下請の予定業者名及び予定下請金額
- (5) 配置予定技術者の保有資格及び経歴
- (6) 経営内容（最新の財務諸表の写し）
- (7) 前年度及び当該年度における公共工事の受注実績一覧
- (8) その他（ ）

様式第4号（第8条関係）

低入札価格調査結果表

件名			
設計額		入札価格	
調査基準価格			
調査年月日	年月日	作成年月日	年月日
調査対象者名			
調査対象者職氏名			
調査実施者職氏名			
調 査 内 容			
<p>【調査事項】</p> <p>1 提出書類</p> <p>(1) 対象建設工事付近における手持工事の状況</p> <p>(2) 手持資材の状況</p> <p>(3) 資材購入先及び購入先との関係</p> <p>(4) 1次下請の予定業者名及び予定下請金額</p> <p>(5) 配置予定技術者の保有資格及び経歴</p> <p>(6) 経営内容（最新の財務諸表の写し）</p> <p>(7) 前年度及び当該年度における公共工事の受注実績一覧</p> <p>(8) その他（ ）</p> <p>2 事情聴取（ヒアリング）</p> <p>【調査の内容】</p> <p>1 調査対象者に契約の意思があることの確認</p> <p>2 調査対象者が入札価格で契約の内容に適合した履行が可能であるとしたことの確認</p> <p>3 調査対象者の経営内容の確認</p> <p>【所見】</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の内容に適合した履行がされると認められる。</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる。</p> <p>。</p>			

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

龍ヶ崎市長

入 札 結 果 通 知 書

年 月 日に執行した入札において落札者の決定を保留していた下記の建設工事について、調査の結果、契約の内容に適合した履行がされると認められるため、年 月 日付けで貴社を落札者と決定したので、龍ヶ崎市低入札価格調査制度実施要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

件 名

備考 当該入札が、龍ヶ崎市ランク指定一般競争入札に該当する場合は、「落札者」を「落札候補者」と補正すること。